

提出意見の概要

【関西ブロック】

○一般参加区分（氏名）

・ 吉田 哲也	2
・ 堀 健二	3
・ 西澤 信善	4
・ 日垣 淳	5

○団体参加区分（団体名）

・ 株式会社 健康都市デザイン研究所	6
・ ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会（ギャンブルオン ブズマン）	7
・ 一般社団法人 関西経済同友会	8
・ 一般社団法人 K I O	9
・ N P O 法人 関西シティプロモーション	10
・ 公益社団法人 泉佐野青年会議所	11
・ 大阪経済大学	12
・ 一般社団法人 セレニティパークジャパン	13
・ 和歌山県	14
・ 泉佐野市	15
・ 関西広域連合 広域観光・文化・スポーツ局	16
・ 大阪府・大阪市 I R 推進局	17

（敬称略）

※上記のほか、意見表明の辞退者等が 2 名

8月18日説明・公聴会（関西会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな）よしだてつなり
氏名 吉田哲也

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

カジノの生み出す利益の総体はカジノで客の負け金によって生み出されているものであり、カジノという賭博場の設置を公共政策、しかも観光政策の一部として語るということは、観光客の不幸を種にするものであって、そういう発想自体批判の対象とされるべきである。

カジノ解禁の弊害の発生が懸念されるところ、本取りまとめにおいて提案されているカジノ規制は、いずれも不十分であり、カジノ被害を抑止すべき対策たりえていない。

「日本人等の入場回数を長期及び短期で制限」するとのことである。カジノへののめり込みは、回数もさることながら、カジノ施設での滞在時間が長時間に及ぶことによって生じやすくなるものである。したがって、カジノ滞在時間が制限されなければならない。

ギャンブラー個々において、適正かつ安全な賭けの上限というものが存在するといわなければならない。また、カジノでの賭けは、一勝負あたりの上限が存在せず、入場回数や入場時間を制限するだけでは意味がなく、賭け金額の上限が定められるべきであって、生活保護受給者や年金生活者などそもそもカジノでの賭けをするだけの顧客適合性を有しない者らの入場制限や賭け金額制限について全く触れられていない。

提案の弊害防止策は、きわめて不十分なものであり、世界最高水準どころか、シンガポールレベルにも達していない。

「ジャンケットは認めない」とのことであるが、ジャンケットが公認されていなくても、ヤミ金業者がカジノで負けが込んだ顧客に融資をすることを抑止することは事実上できない。

収益事業としてのカジノが売上げを上げるという至上命題の実現のためには、弊害対策は中途半端なものにならざるをえないということが明らかになった。実際にカジノの売上げが当初の予測よりも低い場合には、当初設定されたカジノ規制は容易に緩和されていくであろう。

カジノは、現行ギャンブルと同じく、それにはまって経済的に破たんしていく者を必然的に生み出すものである。本取りまとめは、カジノの収益事業を容認してしまえば、必然的にカジノによる破たんする者の存在を容認せざるをえなくなることが明らかにしたのであるから、再検討のうえIR推進法そのものの廃止を議論すべきである。

8月18日説明・公聴会（関西会場）

当日表明する意見の概要

(ふりがな) ほり けんじ
氏 名 堀 健二

(団体参加の場合は団体名)

【当日表明する意見の概要】

IRの推進は、インバウンド観光客が2千万人を超えるなか、更なる増加に向けて、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するものと思っております。一方、犯罪防止、治安維持、青少年の健全育成、依存症対策等といった懸念も指摘されており、双方のバランスを適切にとりながら、一番良い形で必要な法案が制定されるものと理解しております。これらを前提に、以下3点を意見表明させていただきます。

(1) 国、自治体、事業者の管理・監督と事業の継続性・安定性

- ・IR事業において、ライセンス取得企業は、①国・国土交通省による区域認定、②国・カジノ管理委員会によるライセンス、③区域認定自治体との事業契約、により管理・監督が行われるものと理解しているが、それぞれの関係性を明解にして頂きたい（例えば①が取り消された場合の、②や③への影響）
- ・ライセンス取得企業に何らかのデフォルト（ライセンスの取り消し等）事由が発生した場合にでも、事業の継続性、安定性が担保される様な具体的な指針を示して頂きたい。（別事業者による代替、別事業者の認定プロセス等）

(2) 事業者による機動的な資金調達の実現

- ・数千億円のファイナンスではシンジケート団が組成される可能性が高いが、諸外国においては、『各国金融当局による規制が適正に履践』されていることを前提に、銀行の認可や背面調査を重疊的には行わずに、事業者が必要な資金を機動的に調達出来るようになってきているようですので、その点も考慮した制度設計をお願い致します。

(3) 競争力ある継続的な事業性の確保と健全な市場の形成・拡大

- ・国際的な競争力の高い施設を長期間に亘り健全に運営すること、地域経済の振興に資する継続的な投資を呼び込むには、健全な市場の形成・拡大、カジノを含めた「IRの事業性（投資金額、投資リスクに応じたりターン）が看られること」は非常に重要と思われる。
- ・本人確認をマイナンバーカードに限定することは、心理的マイナス影響も強いと思われる為、その目的や用途、入場者の租税公課の取り扱いについても明解にすべきと考えます。また、上記に加え、入場回数やカジノ面積の制限、高額な入場料等は、健全な市場の形成・拡大を抑制する可能性も高く、今後決定される税率や納付金についても、各種懸念への対応とIRの事業性の確保にバランスの取れた水準に設定頂きたい。

8月18日説明・公聴会（関西会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな）（にしざわ のぶよし）

氏名 西澤 信善

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

2016年12月、「特定複合観光施設の整備の推進に関する法律」が国会で成立しました。それを受けていくつかの自治体で「統合型リゾート（IR）」設置の動きが具体化しています。大阪のIRはギャンブルであるカジノを集客の目玉とし収益の柱としています。以下、なぜカジノ（ギャンブル）で地域活性化を図ってはいけないのか、三つの観点から考察します。

1 ギャンブルは日本を滅ぼす

①厚労省の推計によれば、現在、280万人もの人がギャンブル依存症を発症させている可能性があります。ギャンブル依存症280万人の世界は、この世の不幸のデパートと言って差し支えありません。ギャンブル依存症で直接・間接に苦しむものは、少なく見積もっても日本の総人口の1割を超えます。まさに、大量現象と言わねばなりません。②しかも、20代から30代の働き盛りで、かつ、子育てに忙しい若年層の世代に依存症の発症率が高くなっています。厚労省研究班の報告（14年）によりますと、30代前半の男性の17.2%、女性の5.3%にギャンブル依存症の疑いがあるといいます。③さらに、現在ギャンブルに投じられている金は何と28兆円にも上ります。これは国の税収のほぼ半分に相当します。この金額の1割でもより生産的なところに使われたら、日本の社会、経済に大きなインパクトがあります。

2 カジノ（ギャンブル）による地域活性化の実態

①ギャンブルは勝ち負けで金銭等を争うものです。金は負けた者から勝った者へ対価を伴わず一方的に流れます。対価を伴わないところから“金を巻き上げる”などと言います。他方、商取引では金の流れとは逆方向に必ず財・サービスの流れが伴います。ギャンブルでは負けた者の損失が、勝者の儲けとなります。②カジノ解禁論者は、カジノは売り上げ、収益、雇用、税収などの直接面だけでなく間接面でも大きな経済効果があるといいます。今、カジノの売り上げが何千億円もあり、何百億円の税が納められたとします。それをコインの表とすれば、その裏はカジノ業者に金を“巻き上げられた”哀れな賭け客が死屍累々と横たわっているだけの話です。カジノ（ギャンブル）による地域活性化の実態とはこんなものです。

3 カジノ（ギャンブル）は本質的に地域振興の手段としては不適切

①世界最高水準の規制がとられたとしても、賭け客がトータルとして“金を巻き上げられる”ことだけは防ぎようがありません。それを防げば、そもそもカジノがビジネスとして成り立ちません。ギャンブルで金銭を争うもの同士の関係は、利益相反的です。②この“金を巻き上げられる”ということが、すべての不幸の根源といえるのです。依存症も、貧困も、借金も、家庭不和も、犯罪も、自殺ももとを質せば“金を巻き上げられる”ところから来ています。カジノ（ギャンブル）は地域振興の手段としては致命的な欠陥をもつと言わねばなりません。

古来、日本は賭け事に対しては厳しい批判の目を向けてきました。これはむしろ日本の文化の高さと健全さを示すものといえます。本来、国や地方自治体は、国民の、住民の、生命、健康、生活そして財産を守る使命があります。ギャンブルは遊興者の窮乏化をもたらし、彼らの安定した暮らしや健康を破壊するものです。最悪の場合は、犯罪を誘発し、自殺などで人の命を奪いかねません。ギャンブルで地域振興を図るとするのは、極めて危険なことなのです。

8月18日説明・公聴会（関西会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな） ひがき じゅん
氏 名 日垣 淳

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

今回の取りまとめを拝見させていただき、私が感じることは、今の要件ではIR誘致に取り組んでいる30から40の自治体のうち、次の議論のテーブルに乗ることができる自治体はほんの4から5ほどの自治体になってしまうのではないかとということです。

少なくともIR誘致に取り組んでいる自治体が、その自治体ごとにさまざまな形のIR像を提案でき、その多くの提案の中から段階的に選定できるような法案を作ることが、世界に負けない日本型IRを誕生させることになると考えます。

具体的に言いますと、まず申請主体が都道府県・政令指定都市となっていることにより申請できる自治体が大幅に減ってしまうということです。都道府県や政令指定都市以外の自治体であっても、IR立地にふさわしい都市はあるはずです。

そもそも立地にあたって、メリットもデメリットも直接的に関わるのは当該自治体であり、都道府県は本来、皆様が選定した自治体のサポート役となるべきで、申請主体となるものではないと考えます。

IRは「税投入なき地域観光振興の決定打」と以前拝見したことがあります。すごくいい表現だと思います。まさに、国民にとって、税の負担なく、さらに、それによって地域福祉の充実につながるものです。そういう意味では、IRのために税金を投入してインフラ整備をするというのは本末転倒であり、最初から一次交通、二次交通が整備されている等、ポテンシャルの高いエリアに立地されることが至極当然であり、そういった立地条件や投資額も選定するうえで重要なものにするべきだと考えます。

私は、日本型IRとは、国民感情も含め、巨額投資のうえに成り立つ大規模な施設ではなく、真の観光先進国を目指すのならば、交通拠点に立つMICE施設などの集客観光産業施設がオールインワンとなった施設が理想であると考えます。

しかしそれが正解であるかどうかはわかりません。

もしかしたらこの考えを覆す提案があるかもしれません。

やはり私は様々な提案をテーブルにのせてグローバルな目線で議論できる法案を作ることが、世界に通用する日本型IRにふさわしい場所を選べることになると考えます。

8月18日説明・公聴会（関西会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな） いがき たかこ
氏 名 井垣 貴子

（団体参加の場合は団体名）株式会社健康都市デザイン研究所

【当日表明する意見の概要】

本取りまとめにおいて、滞在型観光の実現、地域経済の振興や、我が国の経済社会の一大転換と国際的なプレゼンスの向上こそが我が国のIRに期待される究極的な効果であり、新しい「公益」であるとし、「日本型IR」の独自性と先進性について明確に打ち出されたことを賛同する。ついては「日本型IR」の独自性と先進性について、5点申し上げたい。

①世界の多くのIRと一線を画し、「日本型IR」は文化消費型IRモデルにとどまらず、新たな価値を生み出す価値創造型、産学共創で観光産業をはじめとするサービス産業のイノベーションを起こす世界初の“クリエイティブIR”を目指す。②長寿先進国である日本とIR推進法の「地域の創意工夫と民間の活力を生かす」観点からも、健康医療に強みを持つ大阪は、3つのLIFE（生命・生活・人生）を豊かにする世界初の“ウェルビーイングリゾートIR”を目指す。③シンガポール、ラスベガス、オーストラリア等の世界有数のIRを訪れているが、IRエリア完結型で他地域への誘導の仕組みが弱い。他地域へもIRの波及効果が及ぶ世界初の“広域シナジーIR”を目指す。④おもてなしの国「日本型IR」の特長を際立たせ、非カジノの売り上げを高めるためにも、世界の女性や子どもやファミリー等に幸せな体験と幸せになる仕組みを徹底的に追求する世界初の“ハピネスIR”を目指す。⑤世界最高水準のカジノ規制により依存症等の負の対策に注力していることに加え、健全なゲーミングの健康保持増進や認知症の進行予防等にも着目し、陰から陽へ発想を転換し、カジノの負の部分を上回る“陽”の部分を産学官共創で研究し、世界初の“カジノ活用プラスIR”を目指す。

IR事業者を選ぶ際にはこうした観点も評価基準に考慮戴くよう提案する。Society5.0を目指す国家施策にも合致するが、ビッグデータ等で次代を先導する健康産業等を生み出すIRを目指せば、我が国の経済社会の転換と国際的なプレゼンスの向上に寄与し、IRに期待される究極の効果をもたらす。

2025年の万国博覧会のテーマは「いのち輝く未来社会のデザイン」で、健康長寿も重要な要素であり、IRが万博の理念とベクトルを合わせれば、世界でオンリーワンの「日本型IR」になるであろう。

8月18日説明・公聴会（関西会場）

当日表明する意見の概要

（ふりがな） ぎゃんぶるいぞんしょうをうむこうにんぎゃんぶるをなくすかい じむきよく いのうえよしお
氏 名 ギャンブル依存症を生む公認ギャンブルをなくす会 事務局 井上善雄

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

1. ギャンブル依存症を生む民営カジノに断固反対する。
2. 博奕は、博徒とギャンブル依存、それによる社会被害を拡大し、反社会的・反教育的でおよそ政府が推進すべきものではない。客を収奪して成り立つカジノは、客の貯えを奪い、客を射幸心漬けにし新たな依存症を増やす。その負のコストは結局社会負担、政府負担となる。
3. 観光は、日本本来の自然、歴史、文化を生かすべきもので、カジノ客で拡大させることは負の被害を与える。
4. 博奕やカジノを産業とすることは歪んだ産業を増やし、正業を害す。本来、健全な産業人・商工人の目指す事業ではない。いわば博徒のヤクザ産業である。
5. ノム・ウツ・カウの欲望産業を収益事業とするのは、植民地国家の特権企業であり、役人や事業者を含め、利権と汚職の基となる。
6. 外国と日本のカジノ資本は、日本の高齢層の貯えを奪うことが目的である。
7. 国は、刑法で民営賭博開帳を厳禁しているのに、刑法の改正手続きをせずにカジノを認めることは憲法に違反する。この点、カジノ特区と併せ、厳しく批判したい。

法は、一国の社会制度を公平、統一的に定めるもの。それを一地域や一部の者にのみ別のルールを適用し、特権を認めるものが特区構想である。一部の者が特権を得ることは法の下での平等に反する。特区とは、一国内における差別的処遇を公然化するもので、本来、民主主義から許されない。

カジノは、民間業者の本格的賭博であり、刑法の大原則に正面から反する。これを強行するのは、憲法の「法の支配」と法の下での平等の原則から許されない。憲法の下で特区として遊郭など売買春施設や、禁止薬物販売、決闘罪の例外地をつくることは許されない。

かつて競輪・競馬や宝くじなどは、国や地方財政の緊急対策として生まれたのであるが、この点十分な立法審議もなかった。今では特別立法の目的が失われている。ましてや今回のように本格的民間賭博を公認するための地域特区の利用の必要性はない。

I Rカジノは生まれたとたんに憲法違反の施設として訴えられる。

8月18日説明・公聴会（関西会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな）かんさいけいざいどうゆうかい
氏名 一般社団法人関西経済同友会

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

- 関西経済同友会では、IRの実現は、わが国全体の観光振興、地域経済振興、サービス産業の高度化に対し極めて有効な政策になると考えており、賛成の立場である。2011年より調査・研究を行い、これまでに8度にわたり提言を発表してきた。
- 今回のIR推進会議の取りまとめに対して、3点申し上げたい。
- ① 2024年までのIR開業を目指し、IR実施法案の今秋の臨時国会での成立と、区域選定の速やかな実施を求める。特に、2025年の誘致が目指されている大阪万博より前の開業が必須である。もし、万博開催中に「その横ではIRが工事中」ということでは、相乗効果が発揮されないばかりか、景観が大きく損なわれ、インバウンドへのPRも全く出来ない。従ってシンガポールなどに倣い、丁寧な法整備を行うとともに、速やかに区域選定が行われるよう、その両立が可能な工程をお願いする。
- ② IR推進法にも書かれた「地域の創意工夫と民間活力を生かした」IRを推進するために、地方が主体的かつ直接的に、相応の納付金や税を徴収出来る制度設計を行うことを求める。地方分権の理念に即しても、IR立地自治体の自主財源の充実確保は必須。
- ③ IR推進会議では、カジノフロアの面積上限を一律で制限する案が示されたと伺っているが、これでは全体の施設投資規模を制限してしまい、国際競争力の高い魅力ある施設の実現が出来なくなるのではとの懸念をしている。面積上限ではなく、施設内に占める割合、パーセンテージの制限ルールを検討いただきたい。
- なお、「日本型IR」は、MICE施設、ホテル、レクリエーション施設、カジノを含むものとされているが、これに加え、日本の強みを活かした健康・医療などの新産業の創造・育成に繋げることも重要である。区域選定の際には、その点に関する評価もお願いしたい。
- IRには、ギャンブル依存症などの懸念事項もあるが、依存症はきちんと対策を取れば極小化できると考えている。事実、シンガポールではIR開業前には2.9%だった有病率が、各種対策を講じた結果IR開業後の2014年には0.7%にまで低下した。「ギャンブル依存症対策基本法案」の策定についても、あわせて早期成立を願っている。

8月18日説明・公聴会（関西会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな）なかだちこうへい
氏 名 中立公平

（団体参加の場合は団体名）一般社団法人 KIO

【当日表明する意見の概要】

（１）地域的背景

大阪の税収は法人税、その他の府税共に変動が少なく、地方消費税の上昇が支えている現状がある。このことから都市観光やインバウンドがもたらす経済的効果は、持続可能な都市計画において極めて重要といえる。大阪は歴史的文化財などの観光イメージが京都などの他都市に比較して高いとは言えず、芸能やエンターテインメント等による観光資源の開発が急務。加えて社会的包摂・市民格向上に資する文化芸術へのアクセス権の確保も課題。

（２）文化芸術の現状

三大都市の中では、大阪市は名古屋市を施設数、座席数ともに下回り、拠点たる公共音楽堂劇場もない。また近鉄劇場や扇町ミュージアムスクエアなど、民間が果たしてきたインキューション機能を持った劇場の閉鎖などを受けて、新たな文化芸術を担う人材育成の低迷が言われ久しい。公共的空間も老朽化や事業費の問題などあり閉鎖が続いており、練習場所の確保も課題。

（３）提言

自治体はIR事業者選定の際も文化芸術など公共福祉に資するCSRを評価基準とする必要がある。税収などを利する自治体は文化芸術への納付金、目的税が可能なかを検討する必要がある。ギャンブル依存症等の問題も、文化芸術の享受ができないという社会との断絶がもたらす人間性の欠如からもたらされるという大所高所に立って議論する必要がある。文化の国際交流の舞台としてのIRは持続可能な観光コンテンツを生み出す。IRがもたらす経済効果により、多くの文化芸術フリーイベントが提供されているシンガポールの犯罪認知率は日本を下回っている。事業者は、劇場等の設置だけではなく地域文化事業や中小の劇場への支援を積極的に行い、無料公演の実施を可能にする必要がある。また児童青少年に対する文化芸術鑑賞への支援を行うことも、未来の文化芸術エンターテインメント人材の育成においてきわめて重要である。

8月18日説明・公聴会（関西会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな）（いまじ まさかず）
氏 名 今治正和

（団体参加の場合は団体名） 特定非営利活動法人関西シティプロモーション

【当日表明する意見の概要】

関西広域観光のハブ機能拠点としてIRには大変期待をしております。そもそもIRはカジノをはじめホテル、ショッピング、エンタメ、MICEなどがオールインワンでお客を取り込む施設であります。取りまとめでは、半ば相反する広域観光振興の送客施設である事も求められております。送客施設が、例として挙げておられる観光案内所等というのは難しいのではないのでしょうか。IRを広域観光拠点とするならば、送客施設も大切ですが、回遊性が高い立地条件がより重要です。国際空港などの一次交通近接地であり、かつ二次交通ターミナルであることが望ましく、近年では、仁川国際空港やフィリピンのマニラベイなど、空港隣接型がIRのグローバルトレンドとなっています。以上のことから、日本型IRが失敗しないためにも送客機能や立地特性をご再考頂きたく考えております。次に申請主体について、申請主体が基礎自治体でなく都道府県や政令指定都市になったことから、このままでは立地特性に大変優れた泉佐野市りんくうタウンが申請できないようになっております。今迄、IR実現に向けて活動されていたのは中小規模の基礎自治体やその市民たちが設立したIR誘致団体が中心でありました。長年熱意を持ち続け真摯にIR実現に取り組んでこられた、基礎自治体や市民達が区域認定の申請ができないことにならないようご再考頂きたく存じます。また大阪府のように同一都道府県内に複数の基礎自治体が手を挙げている場合は、要件で門前払いすることなく、国が選定するか、もし、都道府県で1つに絞ることを求めるのであれば、国際観光振興や一次二次交通インフラ状況、民設民営なので税投入のないものになっているか、広域観光動線等々を考慮し、選考方法を提示して公平に選定すべきであります。IRは国際競争です、失敗しないようリスクの少ないIRの真の適地を選び出せるかが一番重要だと訴えNPO関西シティプロモーションの意見表明とさせていただきます。

8月18日説明・公聴会（関西会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな）（にしむら たくのり）
氏名 西村拓憲

（団体参加の場合は団体名）公益社団法人泉佐野青年会議所

【当日表明する意見の概要】

泉佐野青年会議所はりんくうタウンへのIR誘致活動をしております「泉佐野りんくう国際観光振興協議会」の主要構成団体です。泉佐野市では官民で長年IR誘致をしており、陳情活動をはじめ市民対象の勉強会や全国レベルのシンポジウムを開催し、調査研究等も各種行っております。意見表明の前に、IR議連監修DVD「日本型IR」のエンディングで、IRは「税投入なき観光振興政策の決定打」と謳い上げています。まさにその通りであります。最近のIRの報道で想定地とされているのは巨大開発のインフラ整備等で大量の税金が必要となる大都市ばかりです。当初に戻り「税投入なき観光振興政策の決定打」という理念を重要視すべきであると思います。意見表明としては、まず、区域認定の申請主体です。申請主体を、とりまとめの都道府県、政令指定都市から基礎自治体にするべきです。IR誘致をするのは基礎自治体と市民達ですし、長年基礎自治体を中心となりカジノ合法化、IR誘致に取り組んできた知見があります。そして地方創生や東京への一極集中と県内一極集中を避けるため政令市以上は避けるべきです。それに関連して、議会、住民同意は、都道府県ではなく立地基礎自治体の議決が必須であるべきです。次に同一都道府県で複数基礎自治体が挙手しており、一自治体に絞る場合、税投入なき観光振興、国際観光振興、公平性等の視点を取り入れた選考方法を国が提示するべきです。次に広域観光の回遊のための送客施設であります。例として観光案内所等が挙げられていますが、このようなもので送客はできるでしょうか。二次交通ターミナルがスポーク&ハブである立地条件を重要視するべきです。それに関連し、立地特性としてIRとMICEは国際都市間競争である事を念頭に、仁川空港やフィリピンのニノイアキノ空港隣接のIRのようにグローバルトレンドである一次交通近隣接地を考慮すべきです。とりまとめの要件では、泉佐野市は区域認定の申請ができず長年の官民での取り組みや知見が全く生かされなくなる恐れがあります。このような基礎自治体が門前払いされることのないようお願いし、泉佐野青年会議所の意見表明とさせていただきます。

8月18日説明・公聴会（関西会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな） あいはら まさみち
氏 名 相原正道

（団体参加の場合は団体名） 大阪経済大学

【当日表明する意見の概要】

この度、発言の機会を頂きまして、誠にありがとうございます。特定複合観光施設区域整備（IR）推進において、エンターテインメント産業としての視点が少ないように感じております。エンターテインメント産業として、是非ともスポーツを活用して頂きたい。例えば、米国ラスベガスやシンガポールなどのIR施設では格闘技などのアリーナスポーツはもとより、F1やNASCARなど屋外施設でも有効に活用しています。大阪・舞洲においては、Jリーグ、プロ野球およびBリーグという3つのプロスポーツチームがすでに所在しております。プロスポーツチームが3つも所在する世界でも稀な集積地です。また、夢洲・舞洲は関西空港の近隣地域である立地を活かし、IRを絡めた施策を展開して経済効果を最大化して頂きたい。

また、スポーツは老若男女問わず、様々な効能があります。少子高齢化による健康予防、健康増進、国際交流および青少年の健全育成にも貢献できます。MICEなどの発展にも大きく寄与しますし、スポーツの健康および教育効果を最大限発揮させて頂きたい。国際的な人材が交流するためにも、観光コンテンツの魅力が不可欠です。国際的な人材が交流する場を創出することで、グローバルな理解やニーズを把握できます。既存の知と別の既存知の新しい組み合わせにより、イノベーションが生まれます。

さらに、自分から遠く離れた知を幅広く探せるので、専門用語でいう、Exploration（知の探索）を起こしやすくなります。是非ともIRにおいて、スポーツを中核としたエンターテインメント産業を根幹として位置づけ政策を検討して頂きたい、よろしく申し上げます。

8月18日説明・公聴会（関西会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな） みやけ たかゆき
氏 名 三宅 隆之

（団体参加の場合は団体名）一般社団法人セレニティパークジャパン

【当日表明する意見の概要】

ギャンブル等依存症の経験者が主体となり活動する団体の代表者として、今回の取りまとめに対して、下記二点意見を申し上げます。

1) 「入場制限だけではなく、制限が課されるに至った背景も丁寧にみる対策が必要です。」
入場回数制限を実施することにより、カジノの場からは、依存症者または依存の疑いがある方を排除できるかもしれませんが、それらの方々が他のギャンブルやいわゆる闇ギャンブルに移る可能性があります。制限や排除という考え方と並行して、入場制限について決定する機関に専門部署を設置するなどして、対象者が制限を課されるに至った背景まで丁寧に聞き取り、必要に応じて依存脱却等の社会資源へとつなぐことまで対策を講じる必要があります。

2) 「IR導入を希望する自治体において、先行的で積極的な依存症対策が必要です。」
現状、IRを導入したいとの意向をお持ちの自治体はいくつもあり、導入のメリットについて取り上げる勉強会については各地で積極的に行われています。しかしながら、懸念事項として挙げられているギャンブル等依存症対策については、国の動向の様子見という所が多くあります。しかし、アクセスのしやすさから考えると、IR設置地域周辺の住民がギャンブル等依存症を抱えるリスクが考えられます。依存症者が問題を起こすのは、その方が住む地域においてです。よって、IRの導入を希望する自治体においては、ギャンブル等依存症の対策を国の動向に先んじて実行していくような仕組みが必要ではないかと考えます。今回の取りまとめにおいては、カジノ事業者による依存防止措置が強調されていますが、IR導入を目指す自治体に対して、自らの地域で依存症の理解促進や予防等の取り組みを積極的に行うことも求めるべきではないかと考えます。

8月18日説明・公聴会（関西会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな）わかやまけん
氏名 和歌山県

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

I Rについては、地域経済の振興に大いに意義のあるものと期待している。

今回のI R推進会議の取りまとめにおいては「関連する議論」として「I R推進法では地方創生という用語は用いられていない」と記載されているが、I R推進法提案者の答弁（H28.12参議院内閣委員会）や著書『『カジノ法』の真意』からも、I R導入の大きな目的の1つは地方創生であると考えられる。

しかしながら、今回の取りまとめを見ると、海外の大規模I Rを例にした集客効果や経済効果といったメリットに焦点があてられる一方、I R推進法第3条に規定されている「地方の創意工夫」「地域経済の振興に寄与する」という観点が弱いと言わざるをえない。

については、地方創生に資する制度となるよう、以下のとおり提案する。

まず、中核施設の施設要件については、今回の取りまとめに従い施設要件が「国際競争力を有しかつ国を代表する高度なもの」とされれば、施設の採算性の観点から事業者が地方への立地を選択しなくなってしまう恐れがある。よって、一律に規制するのではなく、規模よりも質を重視するなど、地方公共団体の独創性と地域の特性を活かした柔軟な対応が可能となるものとすべきである。

次に、認定区域数を当初は少数に限るという点についても、地方創生の観点から、一律に制限するのではなく、優れた整備構想をもつ地方は積極的に認定する姿勢を示すべきである。

加えて、ギャンブル依存症対策については、I R推進に努めている自治体が、住民の罹患を防ぎ、懸念を払拭するために必要と判断する場合は、自治体独自の規制を認めるべきである。

8月18日説明・公聴会（関西会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな） まつした よしひこ
氏 名 松下 義彦

（団体参加の場合は団体名）泉佐野市

【当日表明する意見の概要】

泉佐野市のりんくうタウンは、2002年に大阪府市、関西経済連合会、大阪商工会議所が国際交流特区として、カジノ特別措置法の制定提案をした言わばカジノ誘致元祖の地です。その後大阪府に代わり、泉佐野市が誘致主体となり、2013年には全国に先駆け泉佐野市議会でIR誘致決議を行い、翌年には市内各種団体が中心となりIR誘致団体「泉佐野りんくう国際観光振興協議会」を設立し、以来二人三脚で誘致活動を行っています。当市の意見は2点です。まず1点目、申請主体について、とりまとめでは都道府県か政令指定都市となっています。しかしながら、長年IR推進法成立のため、中心となって市民説明や機運醸成に貢献してきたのは全国中小の基礎自治体やその市民たちが設立したIR誘致協議会です。基礎自治体や協議会は勉強会やシンポジウムなどを開催し、また、協議会の全国組織である全国IR誘致団体協議会は日本IR創設サミットを10年以上開催してきました。基礎自治体は、それらの活動の中心となり、カジノ合法化やIR誘致に取り組んできた知見があります。またIRはインパクトもメリットも課題も基礎自治体に集中するのは明白であり、類似例として、公営ギャンブル開設についても基礎自治体が中心となっています。また、都道府県が担う関連業務の例として、大規模小売店舗実施法等の所掌事務が都道府県及び政令指定都市となっていること等が言及されていますが、そういった業務も、地方分権推進一括法により、国や都道府県と基礎自治体は対等であるという理念のもと、権限移譲が加速しているのが現状です。ゆえにIR申請主体は基礎自治体にすべきであり、都道府県は基礎自治体のサポート役となるべきであると考えます。2点目として、住民同意について、とりまとめでは都道府県の議会決議が必須で基礎自治体の議会決議は任意ということですが、都道府県が申請しても、立地基礎自治体の議会決議や住民同意がなければ、先々問題が生じ事業が進まないのは明白であり、また前述と同じく、インパクトもメリットも課題も立地基礎自治体に集中するのは明白であることから、立地基礎自治体の議会決議は必須であると考えます。最後に、申請時において、長年IR実現に取り組んできた基礎自治体が門前払いにならないよう、地方創生の視点を最優先に考えた法律案とすることを強く要望します。

8月18日説明・公聴会（関西会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな） ふるかわ ひろのり
氏名 古川 博規

（団体参加の場合は団体名） 関西広域連合

【当日表明する意見の概要】

I Rは、メリットとデメリットの両面の影響があり、大都市型のカジノは影響が広範囲に及ぶなど、立地場所により影響の範囲が変わることを見据えて議論する必要がある。また、関西は一体的な地域に約2千万の人口があり、その影響は、ラスベガスやシンガポールなどの先例は必ずしも参考にならないことも考慮すべきであり、関西広域連合として広域的な見地からの影響を見据えた制度となるよう提案する。

1 I R施設の制度に関する提言

- I Rの誘致を表明する自治体の提案に柔軟な対応ができる制度とし、地方創生や多様なI Rを実現できるようにすること。
- 青少年の健全育成や依存症対策は予防の観点が重要であり、年齢制限や入場料徴収などの入場規制、広告規制、資金貸付制限等を講じ、自治体のより厳しい制限の提案を認めること。
- 暴力団等反社会的勢力の資金源とならないよう、カジノ事業者の利益・取引関係者も免許等の対象とし、背面調査等を伴う免許審査など関与を完全に排除する参入規制、資格審査や、マネーロンダリング防止のための厳格な資金管理、監督体制の構築など、不法行為の防止の徹底を図ること。

2 I R施設以外での環境整備等に関する提言

- I Rは広域的な観光の核となる施設であることから、周辺の観光資源や、広域観光周遊ルートとを結ぶ交通網の整備を推進し、周辺の観光資源とのアクセスを向上させること。
- 依存症治療の体制整備のため、I R設置自治体だけでなく、他の自治体の相談・治療体制強化への財政的支援、専門人材の育成を推進すること。
- 青少年が将来多重債務や依存症に陥らないよう、カジノを含むギャンブル全般に関するリスク教育を学習指導要領に位置づけること。
- I R施設を国及び地方の総合的な治安対策の中に位置づけ、警察及び管区警察局の体制強化、警察間の一層の連携を図るとともに、入国管理局、関税局などの体制強化を図ること。
- I Rの納付金は、依存症や治安対策、観光・文化芸術振興など、幅広く用途を認めること。

8月18日説明・公聴会（関西会場）
当日表明する意見の概要

（ふりがな） おおさかふ・おおさかし あいあーるすいしんきょく
氏 名 大阪府・大阪市（IR推進局）

（団体参加の場合は団体名）

【当日表明する意見の概要】

日本の経済成長と「観光先進国」実現のため、懸念事項対策に万全を期しつつ、民間の自由な発想と大規模な投資による「日本型IR」を早期に整備すべきと考えている。

1. スケジュール

世界で整備が進むIRとの国際競争も見据え、法整備、基本方針の提示などの手続きを可能な限り早急に進めていただくようお願いしたい。

2. カジノ面積

カジノ施設は、IR収益の原動力、すなわち国際競争力のあるMICE施設の整備を含む世界最高水準の質・規模のIR実現の原動力。シンガポールのIR1カ所分の絶対値（15,000㎡）が上限となると、旺盛な民間投資を呼び込むことができないと懸念。IR事業の効果を最大限に発揮するためには、カジノ施設がIR施設の一部に過ぎない位置付けであることを前提としつつも、IR施設の総面積に応じた比率の考え方も取り入れて規制すべき。

3. 入場回数制限

依存予防は非常に重要であるが、入場回数制限が有効であるとのエビデンスはないと思われる。カジノ施設への入場回数制限は、依存症患者の方や依存症のリスクが高い方に限定して行い、自主的コントロールが可能な利用者には、入場回数制限は不要。

4. マイナンバーカード

マイナンバーカードによる本人確認は、現在の普及状況では現実的でなく、IDナンバーの日常的使用に馴染みのない我が国では、行き過ぎた入場抑制につながる恐れ。使用するのであれば、その普及促進が必須条件であり、状況によっては、他の手段も広く含めた形にすべき。

民間のダイナミックな創意工夫と活力を活かし、国際競争力が高く魅力的で、大きな公益還元を生むIRを整備できるよう、我々地域の意見も十分に踏まえ、緻密かつ大胆な制度設計を進めていただくよう、お願いしたい。